



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和 5 年 6 月 1 日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
監査委員事務局 監査課	企画・特別 監査係	佐藤	内線 8214 直通 058-272-8774 FAX 058-278-2829

住民監査請求に係る監査の結果について

令和 5 年 4 月 7 日に提出のあった住民監査請求について、岐阜県監査委員は監査の結果を令和 5 年 5 月 29 日に決定し、同日付けで請求人に通知しました。請求の概要及び監査の結果については、以下のとおりです。

記

1 請求の概要

《請求の要旨》

令和 4 年 1 月 20 日、岐阜県代表者岐阜土木事務所長名張誠が、株式会社テイコクと締結した委託業務の名称 公共 道路改築費（高規格 I C アクセス）【翌債】（国）2 5 6 号道路詳細設計 山県市西深瀬に関する委託業務契約は、道路法及び道路構造令に違反し、損害が発生しているため、直ちに支払った業務委託料等の費用の返還を請求すべきである（以下において、「本件財務会計行為」とは当委託業務契約に係る入札から支払いまでの一連の財務会計行為をいう。）。

《請求の理由》

- (1) (国) 2 5 6 号高富バイパス整備事業の山県 I C 以北（以下「山県 I C 以北区間」という。）は、2 車線での整備が計画されているが、同区間は道路構造令に規定される「交差点の多い」道路に該当し、設計基準交通量の補正が必要であるにもかかわらず、補正がなされていない。同区間の計画交通量は、同令に基づく補正後の設計基準交通量を超えるため、2 車線とすることはできず、2 車線での設計を前提とする本件財務会計行為は違法である。
- (2) 岐阜土木事務所が算出した山県 I C 以北区間の将来交通量は、十分な検証がなされておらず、これを根拠に算出された計画交通量は道路構造令に違反する。そのような計画交通量をもとに 2 車線の設計とした本件財務会計行為は違法である。

2 監査の結果

請求には理由がないものとして「棄却」する。

≪「棄却」とした理由≫

これまでの道路の整備工事に係る裁判例では、道路の整備工事をどの範囲でどのように施工するかといった道路行政に関する判断については、諸法令によって様々な責務等を負い、地域社会の多種多様な利害損失等について総合的な調整を行う権能を有する岐阜県に政策的かつ技術的な見地から広範な裁量を与えられており、岐阜土木事務所において、山県 I C 以北区間の車線数を検討するにあたり、交差道路における交通量を踏まえ、「交差点の多い道路」と評価できる程度に交通の流れが滞留するとはいえず、設計基準交通量の補正は必要ないものと判断したことについては、社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法であり、道路法及び道路構造令に違反するとの評価はできない。

また、山県 I C 以北区間の将来交通量の算定は、国土交通省から示されている「将来交通需要推計手法（道路）」及び「H22センサスペースの交通量配分手法について」を用いて実施されていること、並びに算定に用いた推計モデルの妥当性の検証も実施されていることから、岐阜土木事務所による山県 I C 以北区間の将来交通量の算定が、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは言えず、不合理なものとは認められない。

以上の事実からすれば、本件財務会計行為に違法性は認められず、この点に関する請求人の主張には、理由がない。

よって、本件請求を棄却する。

※詳細は、監査の結果（別紙）のとおり

【参考】岐阜県監査委員（5名）

監査委員 布俣 正也
監査委員 広瀬 修
監査委員 鈴木 祥一
監査委員 南 圭一
監査委員 安田 典子

ホームページ

キーワード検索

Web検索

アクセス順

トップページ > 県政情報 > 住民監査請求 > 住民監査請求の結果

アドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/70510.html>